

子どもの医療費の一部は助成されます

町では、乳幼児等が病院等で診療を受けたときの医療費の一部を助成しています。助成を受けるためには、受給者証の交付申請手続きが必要です。

区 分		自己負担額
5歳未満		初診時一部負担金を負担 医科 580円 歯科 510円
5歳以上～就学前まで	非課税世帯	初診時一部負担金を負担
	課税世帯	かかった医療費の1割を負担
小学1年生～小学6年生	非課税世帯	初診時一部負担金を負担(入院のみ)
	課税世帯	かかった医療費の1割を負担(入院のみ)

- ※ 3・4歳(3歳～5歳の誕生月の末日・住民税課税世帯)のお子さんには、町単独事業として医療費の一部を助成していますので、自己負担額は初診時一部負担金のみとなります。
- ※ 小学1年生～小学6年生のおさんは、入院のみの助成となりますので、入院されるときに申請をしてください。
- ※ 所得制限等により助成を受けられない場合がありますので、詳しくは、下記までお問い合わせください。

【申請に必要なもの】

お子さんの健康保険証・印鑑

- ※ 転入された方は、前住所地の市区町村発行の「所得・課税証明書」が必要となる場合があります。

【申請・問い合わせ先】

- ・ 住民生活課国民健康保険係(窓口4番)
- ・ 熊石総合支所住民サービス課
- ・ 落部支所：☎0137-67-2231

国民健康保険からのお知らせ

国民健康保険税賦課限度額等を改正します

地方税法施行令の一部改正により、平成26年4月からの後期高齢者支援金等課税額分および介護納付金課税額分の賦課限度額を、次のとおり引き上げます。

	平成25年度	平成26年度	備 考
支援金分	14万円	16万円	2万円の引き上げ(国の基準と同額)
介護分	12万円	14万円	〃

また、国民健康保険税の5割軽減および2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得が引き上げられ、軽減措置の対象が拡大されます。

軽減割合	5 割	2 割
平成25年度	33万円+24.5万円×(世帯主を除く被保険者数+特定同一世帯所属者数)	33万円+35万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)
平成26年度	33万円+24.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)	33万円+45万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)

【問い合わせ先】 住民生活課国民健康保険係(窓口4番)